

航空機騒音

航空機騒音に係る基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準」として、下記の表のとおり定められています(昭和 48 年 12 月 27 日環告 154 号 改正 平成 5 年 10 月 28 日環告 91 号 平成 12 年 12 月 14 日環告 78 号 平成 19 年 12 月 17 日環告 114 号)。

環境基準		該当地域
地域の類型	基準値 (Lden)	
I	57 デシベル以下	<p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた以下の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居左縁用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 <p>同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。</p> <p>(1) 関西国際空港及び八尾空港の地域</p> <p>(2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域以外の地域である地域。</p>
II	62 デシベル以下	<p>都市計画法第 2 章の規定により定められた以下の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 <p>ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く</p>

(注) 環境基準値 (Lden) は、飛来する航空機の騒音を連続的に測定し、時間帯別 (夕方、夜間) に騒音レベルに重み付けをした 1 日の平均騒音レベルです。全ての空港に適応されます。(1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用されません)。